長浜教区新教区準備積立金規程

（趣旨）

第１条　この規程は、京都教区との教区改編による新教区（以下「新教区」という。）が発足するまでの間に、その準備として長浜教務所及び長浜別院において必要となる施設、設備等の改修、備品の購入等に係る資金の一部又は全部を準備するための措置について定める。

（積立金）

第２条　前条の資金は、長浜教区新教区準備積立金（以下「積立金」という。）といい、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業長浜教区特別会計の残余金を原資とし、保管金として別途にこれを経理する。

（期間）

第３条　積立金は、２０２３年７月１日に始まり、新教区発足の前日に閉鎖する。

２　会計終了年度において剰余を生じた場合は、教区会及び教区門徒会に諮り処理する。

（積立金の使用）

第４条　積立金の一部又は全部を使用するときは、教区事業費の予算に計上して教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

（目的以外使用の禁止）

第５条　積立金は、この目的以外に使用することができない。

（経理）

第６条　積立金は、別途会計とし、毎会計年度末現在の計算書及び保管方法を示す書類を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会の承認を求めなければならない。

附　則

この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（２０２３年７月２８日）から施行し、２０２３年７月１日から遡及して適用する。